妊娠期の食事診断アプリ活用業務仕様書

１．業務名

妊娠期の食事診断アプリ活用業務

２．業務目的

特定の利用者（江戸川区に届出のあった妊婦）を対象に適切な食事量と質の情報を得ることで、妊娠中の栄養管理及び体重管理をサポートしていくことに特化したスマートフォンアプリ（以下、アプリと呼ぶ）を一定期間は利用者負担なく提供し、妊娠期に抱える体重管理の課題等に食事と記録で解決できる環境を整備する。

３．業務期間

契約締結日から令和８年３月３１日までとする。

４．業務の概要（範囲）

(1)アプリの提供

App Store、Google Play に登録・公開するアプリとして、運用に必要となるハードウェア・ソフトウェアの要件定義・設計・開発・設定・テスト・本番公開時コンテンツの作成・登録・導入作業等、アプリ導入に係る作業の一切を含むものとする。

(2)アプリの運用・保守管理

WWW サーバ・管理ツールサーバ等、アプリの公開に必要なサーバはデータセンターに置き、24時間、常時安定稼動するものとし、これに必要となる運用環境の提供や本業務期間中の維持管理等の一切を含むものとする。

（3）アプリ提供支援

特定の利用者権限設定及び本区が妊娠届受理時に配付する案内周知物（一定期間内はアプリ利用料金の負担なし等）を含むものとする。

※データ納品可

５．提供要件

(1)アプリの対応 OS

iOS、Androidの最新OS含む2世代のメジャーアップデートバージョンを搭載するスマートフォンでの動作を保証すること。

※本業務開始後サポートを継続するOSバージョンの範囲は、別途協議の上、見直しを行うものとする。

（2）サービス提供方式等

データセンター等でアプリケーション・サービスを提供し、利用者のスマートフォンの電話帳や通話履歴その他個人情報はアプリでは収集しないこと。

（3）アプリの登録

受託者は、提供するアプリを、iOSはApp Store、Android OSはGoogle Playから入手できることとし、また、アプリは QR コード等からもダウンロードすることができること。

６．アプリ機能要件

以下の機能及び要件を満たすこととする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機　能 | 要　件 | 要件の詳細 |
| アカウント管理 | 特定の利用者に一定期間のアプリ利用権限を付与できること | 江戸川区（以下「本区」）に届出のあった妊婦 |
| ヘルスデータに  関する記録 | 身体に関する基礎的データの記録ができること | 身長、体重 |
| 身体活動レベルを把握し入力できること |  |
| 体重の増加値をグラフ等で表示し、利用者が確認できること |  |
| ヘルスデータに関し、アドバイス等が表示されること |  |
| 食事内容の記録 | 利用者が１食分の食事内容を入力できること | 料理からの選択  食材からの選択  画像による料理候補の表示 |
| 妊娠期に必要な栄養素の過不足が確認できること | エネルギー、たんぱく質  脂質、炭水化物、カルシウム  鉄、ビタミンＡ、ビタミンC  ビタミンD、葉酸、食物繊維、食塩相当量 |
| 食事内容の評価を妊娠週数に応じて具体的に示し、アドバイスをすること | 初期、中期、後期 |
| 食事内容の評価は身体活動レベルに応じること |  |
| 食事内容の評価は最新の日本人の食事摂取基準に基づくこと |  |
| 管理機能 | 区にヘルスデータと食事内容をCSV形式で提供できること | 年１回以上 |

７．アプリの運用要件

(1)運用・保守管理

アプリの提供開始から業務履行終了期間まで及び利用者のアプリ利用権限期間が終了するまでの間、スマートフォンアプリの運用・保守管理を行い、本区と協議の上で必要な維持管理を行うこと。

（2）アプリの登録状態の維持

受託者は、App Store、Google Play での登録状態を、業務期間を通じて維持するものとする。

（3）アプリ・システム等のアップデート

①OS・ブラウザのアップデート対応

受託者は、OS（iOS、Android）及びブラウザのバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業を、OS 及びブラウザのバージョンアップデータの配信後遅延なく行うものとする。動作検証の結果、使用に支障が認められる場合は、OS 等のバージョンアップに伴う対応を実施するまでの間、支障の内容、対応の見込み等について、お知らせ機能等を利用して利用者に周知するための文案を本区に示し、承認を得たうえで対応を進めるものとする。

②脆弱性対応

受託者は、技術的脆弱性対策を行うものとする。設定の修正等によりやむをえず計画的にシステムを再起動はたは停止する場合等、利用者に影響が出る場合は、事前に本区の承認を得るとともに、利用者に周知する文案を示すものとする。

８．再委託等の禁止

受託者は、業務の全部または主要な部分を一括して再委託もしくは請け負わせてはならない。一部再委託を必要とする場合は本区と協議の上決定する。

９．支払方法

毎月払いとし、正当な請求があった日から３０日以内に支払うものとする。

10. その他の留意事項

(1)提供されるアプリにおいては、利用者の個人情報を含む機密性の高い情報を扱っているため、受託者は、関連法令に基づき個人情報を適正に管理するとともに、個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

(2)受託者は、本仕様書及び本区より提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。

(3)受託者は、本区が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこととする。

(4)提供されるアプリに本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、本区及び受託者双方で協議の上、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。なお、契約不適合の状態であることを要因として、適切なアプリ利用環境に寄与していない場合は、直ちに受託者の責任において無償で対応しなければならない。

(5)提供されたアプリに関して疑義が生じ、本区からの確認を経てもなお、履行状況等の確認が必要と判断した際は、アプリ提供の管理元への実地検査を行う場合がある

(6)受託者が業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を及

ぼした場合は受託者がその損害を賠償しなければならない。本区及び受託者双方の責めに帰さない事由によって生じた損害については、その額を双方協議して定めるものとする。

(7)本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。